

相続人代表者(および固定資産現所有者)指定(変更)届

令和 年 月 日

太子町長 あて



相続人代表者

住 所 太子町鵜 280 番地 1

フリ ガナ 氏 名 太子 花子 (自署)

個人番号又は法人番号

生年月日 昭和 35 年 4 月 30 日

電 話 079 (277) 1014 相続分 1/2

被相続人からみた続柄 配偶者・子・その他()

□住民税 ☒ 固定資産税 ☒ 軽自動車税

被相続人にかかる上記の税の賦課徴収および還付に関する書類を受領する代表者を地方税法第 9 条の 2 第 1 項の規定により指定(変更)します。

また、固定資産税においては相続登記が完了するまでの間、この代表者を地方税法第 384 条の 3 および太子町税条例第 74 条の 3 の規定による現に所有している者(納税義務者)の代表とすることをあわせて届出ます。

なお、今後この届出内容について、当事者間の問題が生じた場合は、当方において解決し、貴町には一切迷惑はお掛けしません。

被相続人	死亡した方の名前		死亡時の住民登録地		死亡年月日	
	タイシ タロウ 太子 太郎		太子町鵜 280 番地 1		令和 7 年 4 月 1 日	
	生年月日	昭和 30 年 7 月 30 日				
相続人 (相続人代表者を除く) ※裏面に続く	フリ ガナ 氏 名		住 所		被相続人からみた続柄	相 続 分
	たいし 太子 あすか		太子町鵜 280 番地 1		配偶者 ☒ 子 その他()	/
	生年月日	昭和 55 年 12 月 25 日	個人番号又は法人番号	△△△△△△△△△△		
	たいし 太子 ほのか		太子町鵜 1369 番地 1		配偶者 ☒ 子 その他()	/
	生年月日	昭和 60 年 2 月 28 日	個人番号又は法人番号	◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆		
					配偶者・子 その他()	/
	生年月日		個人番号又は法人番号			
					配偶者・子 その他()	/
	生年月日		個人番号又は法人番号			
					配偶者・子 その他()	/
生年月日		個人番号又は法人番号				
固定資産の相続登記について			☐ 完了済 ☒ 予定有 (令和 7 年 7 月頃) ☐ 予定無			

※「現所有者」とは、基本的には「相続人」のことを指します。相続人数確認の為、住民票及び戸籍等の調査をさせていただきます場合があります。

※この申告書は、原則「現所有者であることを知った日の翌日から三カ月を経過した日」までに提出しなければなりません。正当な事由なく申告しなかった場合は、情状に応じて町長が定めた額の過料が科せられます。

※限定承認、相続を放棄される方は、後日、家庭裁判所より決定を受けた証明書の写しをご提出ください。

※この届出によって翌年度より固定資産税の納税義務者が変更され、相続人全員の連帯納税となりますが、これは固定資産税の納税における名義の変更であり、土地または建物の所有権名義の変更まで及ぶものではありません。

相 続 人 (相 続 人 代 表 者 を 除 く)	フリガナ 氏 名		住 所		被相続人からみた続柄	相 続 分
					配偶者・子 その他()	／
	生年月日		個人番号又は法人番号			
					配偶者・子 その他()	／
	生年月日		個人番号又は法人番号			
					配偶者・子 その他()	／
	生年月日		個人番号又は法人番号			
					配偶者・子 その他()	／
	生年月日		個人番号又は法人番号			
					配偶者・子 その他()	／
生年月日		個人番号又は法人番号				

記入欄が足りない場合は、別紙（様式自由）に上記の必要事項を記入し、同封してください。

町使用欄 ☐口座振替 無・有 (☐口座廃止・納付書再発行 / ☐口座変更 / ☐口座継続)
 ☐送付先 無・有 (☐送付先削除)
 ☐未登記家屋 無・有 (☐申請書配付 ☐説明済み)
 ☐控渡し 済・未済

【提出・問合せ先】
〒671-1592
兵庫県揖保郡太子町鵜 280 番地 1
太子町総務部税務課
TEL 079-277-1014(直通)
e-mail:zeimu@town.hyogo-taishi.lg.jp
※受付時間：平日 8:30～17:15